

『無申告加算税の繰り返し 5年以内は10%ペナルティ』

28年度税制改正により、無申告または仮装・隠蔽に基づく期限後申告または更正処分等のあった日から遡って5年以内に、同一税目について無申告加算税または重加算税の賦課決定を受けていた場合、新たに受ける無申告加算税または重加算税に10%の割合を乗じて計算した額が加算されることとなった。短期間での無申告等の繰り返しに加重措置を行うもの。対象となるのは29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税で、29年1月1日以後に期限後申告等を行ったとしても、その申告に係る国税の法定申告期限が同日より前であれば、2回目とはカウントされない。

グループ法人については、それぞれの納税主体で仮装・隠蔽等に係る重加算税等の賦課が繰り返されたか否かで加重措置の適用が判断される。一方、連結納税制度では、連結グループを一つの納税主体として連結親法人が連結所得に対する法人税を申告納付するため、一つのグループの中で繰り返し重加算税等の賦課が行われれば、本改正による加重措置の対象となる。法人数が多いほど無申告加算税等の賦課が行われるリスクが増加する。複数の連結子法人が賦課決定されるとそれだけで加重措置が適用されてしまうため、グループ全体の管理体制をいっそう強化する必要がある。



『預貸率、最大の落ち込み 114行、9月中間単独決算』

東京商工リサーチの集計によると、全国の銀行114行の2016年9月中間単独決算ベースの預貸率は67.34%で、前年同期の67.98%を0.64ポイント下回り、調査を開始した11年以降で最大の落ち込み幅を記録した。16年2月のマイナス金利導入後も企業の投資意欲が高まらず、銀行は資金の運用先を探しあぐねているのが実情。企業の投資マインドが前向きに転じない限り、預貸率が上昇ラインを描くには時間が必要、と同社は予測した。

預貸率の低下は▽総預金残高(譲渡性預金を含む)が753兆6,364億2,100万円(前年同期比1.8%増)だったのに対し、総貸出金残高が507兆5,135億8,500万円(同0.9%増)にとどまり、総貸出金が伸び悩んだ▽地銀・第二地銀の多くはマイナス金利導入以降、地元回帰の傾向を強め、中小企業向け貸し出しを増やし預貸率が上昇したが、資金規模の大きい大手銀行が預貸率を低下させたことで、全体の預貸率を押し下げた一ことによる。

「預貸ギャップ」(預金+譲渡性預金-貸出金)は246兆1,228億3,600万円に膨らみ、預金の貸出金に対する大幅超過が続いている。「預貸ギャップ」の拡大は、マイナス金利導入後も銀行貸し出しが伸び悩んでいることを意味する。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

